

動物園に関する制度と現状について

五十嵐聡美

目次

はじめに

第一章 動物園とは

第一節 博物館法からみる動物園の定義

第二節 動物園の4つの社会的役割

第二章 動物園の歴史

第一節 西洋の動物園誕生までの流れ

第二節 日本の動物園誕生までの流れ

第三章 動物園に関する法律について

第一節 日本の動物園に関する法律 動物愛護管理法

第二節 イギリスの動物園に関する法律 新動物園免許法

第四章 動物園の現状

第一節 統計からみた動物園

第二節 公益大生を対象としたアンケート調査に見る動物園入園の目的や機会

第三節 全国動物園アンケート調査

第四節 動物園に関連した団体

おわりに、謝辞

参考文献、参考サイト

はじめに

私は動物が好きで、動物番組をよく見る。番組の中で動物園もよく登場する。犬、ハムスター、金魚、カメ、などの比較的小さい動物は幼い頃から飼っていたが、大型動物がいる動物園には中学校の修学旅行で行った1回きりしかない。

旭山動物園についての映画を見た時も、とても楽しくて、動物園自体にも興味が沸いた。

その旭山動物園の元園長の小菅正夫さんの旭山動物園公式サイト内のブログ（名誉園長室）¹で、日本には動物園法がないと知って意外に思ったこともある。調べてみようと思った。

卒業論文のテーマを選ぶ際に、大好きな動物に関連する事柄を調べてみようと思った。その中で、旭山動物園の元園長小菅さんの言葉が気になっていたのも、特に動物園とは何かについて、また、動物園に関する制度について調べることにした。

第一章では、動物園はどこに位置づけられるのかを明らかにし、現代の動物園で求められる動物園の社会的役割に触れる。第二章では、西洋と日本の動物園誕生までの流れを明らかにする。第三章では、日本の動物愛護管理法とイギリスの新動物園免許法を取り上げた。第四章では、総務省の統計や、日本の動物園へのアンケートを通して、現代の動物園の実情を調べた。

なお以下で〔 〕内は全て筆者による。

第一章 動物園とは

第一節 博物館法からみる動物園の定義

動物園はそもそもどのような施設なのか確認したい。動物園と聞くとレジャー施設と考える人が多いと思うが、端的にいうと動物園は生きた動物を展示している博物館といえることができるのである。まずは博物館法で定められている博物館の定義や博物館の事業内容などを明らかにし、博物館としての動物園がどのような存在なのかを述べる。

博物館法は昭和26年（1951年）に制定された博物館について定めた法律で、平成23年（2011年）に最終改正された。以下、博物館法の条文はすべて総務省が運営する「電子政府の総合窓口 e-Gov」というウェブページから引用する。

¹ 旭山動物園 名誉園長室の「動物愛護及び管理に関する法律」

博物館法² 第二条（定義）

〔昭和 26 年（1951 年）制定 最終改正平成 23 年（2011 年）〕

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む、以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人もしくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

ここで登場する地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、独立行政法人について『広辞苑』を使って説明を補っておこう。

- ・地方公共団体：国の領土の一部とその住民にたいして支配権を有する地域的統治団体。地方自治法による普通地方公共団体（都道府県・市町村）と特別地方公共団体（特別区・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団）との並称。地方自治体。地方自治団体。地方団体。
- ・社団法人：民法上、慈善、学術、技芸その他の公益事業を目的とし、主務官庁の許可を得て法人となった社団。
- ・財団法人：民法上、慈善・学術・技芸その他の公益事業を目的とする財団で、主務官庁の許可を得て法人となったもの。
- ・宗教法人：神道教派・仏教宗派・キリスト教その他の宗教の教団、並びに神社・寺院・協会などで、宗教法人法により法人として登記したもの。
- ・独立行政法人：1999 年国の行政組織を縮小し外部委託を図るために国から独立させて法人格をもたせた機関。そのうち、役職員の身分を国家公務員とするものを特定独立行政法人という。（ここまで広辞苑）

² 「電子政府の総合窓口 e-Gov」、博物館法

それでもまだ、法律の条文だけでは分かりにくいので、大堀哲監修『博物館学シリーズ

1 『博物館概論』をもとに、第二条の定義を整理する。³

- ①展示・収集される資料が、「歴史、芸術、民族、産業、自然科学等」とあるように、博物館の種類が多様であること
- ②資料の「育成を含む」として、動物園・植物園・水族館をも対象としていること
- ③教育機関としての位置づけを明確にしていること
- ④教養の向上のみならず利用者のレクリエーションをも目的としていること
- ⑤単なる資料の収集展示にとどまらず調査研究機能が必要であること
- ⑥設置主体として公益性のある地方公共団体、一般社団法人や一般財団法人、宗教法人などに限定を設けていること
- ⑦登録を受けることが必要であること

⑦については博物館法第十条（登録）に詳しく示されている。

第十条（登録）

博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在とする都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

つまり、各都道府県の教育委員会を通し、博物館登録原簿に登録されなければ正式な博物館としては認められないのである。

第二条について、引き続き大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』⁴から補足しておこう。博物館法では公民館や図書館は展示内容の変動性が高いという理由から博物館には含まれない。また、第二条の中で、博物館設置可能な機関として「政令で定めるその他の法人」と書いてあるが、ここで示している「政令」とは博物館法施行令のことで、博物館法施行令が定める「その他の法人」とは日本赤十字社やNHKなどのことである。

³大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』p.52

⁴大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』p.52

次に博物館法第二条（定義）の第二項を見てみる。

第二条（定義）第二項

この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

このように博物館は設置主体によって「公立博物館」と「私立博物館」に分けられる。さらに、第二条の中で博物館設置機関の中に独立行政法人が除かれているが、この独立行政法人が設置する博物館は博物館法上「博物館」ではなく「博物館相当施設」や「博物館類似施設」に相当する。国立博物館は「博物館相当施設」にあたる。「博物館相当施設」や「博物館類似施設」については第四章で記す。

次に第三条（博物館の事業）について説明したい。

第三条（博物館の事業）

博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれらを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年

法律第二百十四号) の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた^{〔ママ〕}学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

第二項 博物館は、その事業を行うに当たつては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

博物館法第二条（定義）と同じく第二項、第三条（博物館の事業）と同じく第二項で説明したことを整理する。

博物館が行う基本的であり重要なことは、資料の「収集・保存（育成）・展示・研究」の4つである。この4つを行っていないと博物館とは言えない。資料の中には生きた生物も含まれ、生きた生物を扱う博物館として、動物園、水族館、植物園がある。動物園は生きた生物を展示する博物館ということから、博物館法が通用されると言える。

また、博物館は第三条第二項に「土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。」とあるように、地域の教育機関としての役割を担い、学校との連携も期待されている。博物館は法的に定められた教育機関であると分かる。ということは、動物園も生きた生物の展示を行うことにより訪れた人に生物についての知識を与える教育機関と言えるのである。

動物園は生きた資料を展示する博物館ということが分かった。動物園が博物館の一種であるというのは筆者にとって意外だった。

博物館の分類の方法は様々あるが、6つの見方があると言われている。下にある図の(1)の「資料の種類別分類」が一番分かりやすい。引き続き大堀哲監修『博物館学シリーズ1

博物館概論』⁵を利用する。

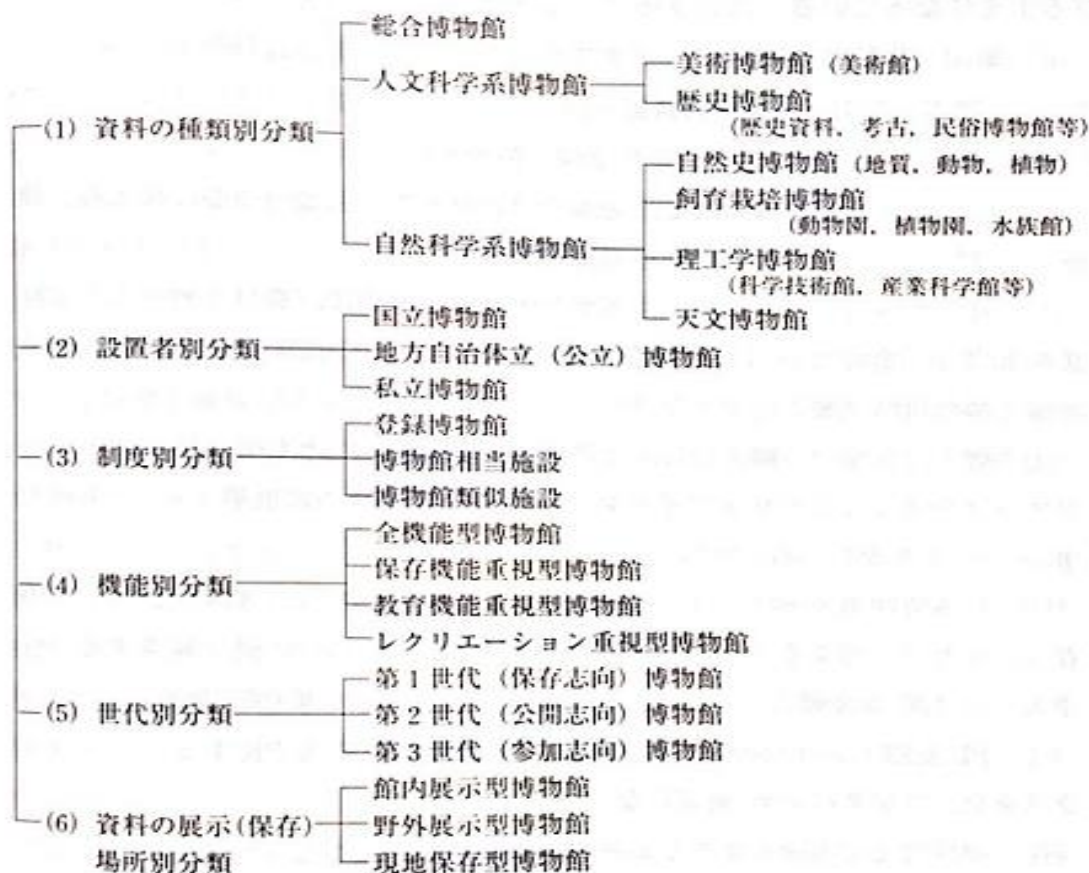


図 1 博物館分類例⁶

(出典：加藤有次「博物館の種類と分布」、古賀忠道ほか監修『日本の博物館の現状と課題』博物館学講座 3 雄山閣出版 1980年 p.18にある分類表を参考に大堀哲作成)

大堀哲監修のこの本では、(1)の「資料の種類別分類」のところで、自然科学系博物館の飼育栽培博物館には「動物園、植物園、水族館」がある。生きた資料、展示物を扱う博物館は自然科学系博物館の中で飼育栽培博物館に分類されている。以上のことから動物園は「自然科学系の飼育栽培博物館」ということが分かる。

ちなみに海外の博物館に関わる機関で定める博物館の定義を紹介しておこう。

ICOM (International Council of Museums : 国際博物館会議) の定義⁷

⁵ 大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』、pp.12-13

⁶ 大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』、p.13

(1989年に第16回総会においてオランダのハーグで採択された定義である。)

博物館とは、社会とその発展に貢献し、研究・教育・楽しみの目的で人間とその環境に関する物質資料を取得、保存、研究、伝達、展示する公共の非営利常設機関である。

そして、以下のように続けている。

- (a) 上記の博物館定義はその管理体制の性格、地域の特性、機能構造、又は収集方針によっても制限されない。
- (b) 上記機関に加え次の機関を博物館とみなす。
 - (i) 自然、考古学、民俗学上の遺物、遺跡、史跡、及び人間とその環境に関連する物的資料を取得、保存、伝達する博物館の性格を有する場所
 - (ii) 植物、動物、の生物標本を収集・展示する機関、すなわち植物園、動物園、水族館、ビバリアなど
 - (iii) 科学センター及びプラネタリウム
 - (iv) 図書館及び公文書センターの常設保存研究所及び展示ギャラリー
 - (v) 自然保護地
 - (vi) 諮問委員会に意見を求めた後、執行委員会が下記のごとく考える機関
 - ・部分的又は全体的に博物館の特性を備えている
 - ・博物館学的研究、教育又は研修を通し博物館と博物館専門職を支持している⁸

ICOM の定義は日本の博物館法の定義より明確で分かりやすく感じたが、日本では博物館と見なされない図書館が博物館の1つに含まれていることは意外だった。ちなみに(ii)にあるビバリアとは、観察・研究用に自然の生息状態に模した動物の飼育場のことで、植物の栽培場、水槽などの意味も持つ。(『ジーニアス英和大辞典』より)

ICOM については、ICOM 日本委員会の公式サイトに次のように紹介されていた。

⁷ 大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』、pp.1-2

⁸ 大堀哲監修『博物館学シリーズ1 博物館概論』、pp.1-2

1974年に創設された国際的な非政府機関で、世界137カ国（地域を含む）から約33万人の博物館専門家が参加しています。地球規模で博物館と博物館専門家を代表する団体として、UNESCOと協力関係を保ち、国連では経済社会理事会の諮問資格を有しています⁹。

第二節 動物園の4つの社会的役割

第一節では、博物館法からみると「動物園」は「生きた動物を展示する博物館」だと位置づけを明らかにしたが、具体的に動物園は現代社会において何が求められるのだろうか。

関係者の間では、動物園には4つの社会的役割がある、というのが共通理解になっている。それは、「レクリエーションの場」、「教育の場」、「自然保護の場」、「調査・研究の場」の4つを果たすことである。この4つについて『新版・博物館学講座第1巻 博物館学概論』¹⁰から引用する。

- 1 「レクリエーションの場」：市民のために知的楽しみを与える役割は大きく、とくに都市生活者や家族が憩える場でなければならない。
- 2 「教育の場」：生きた動物を展示することは実物の持つ魅力を紹介し、さらに生態にかかわる情報を提供することで利用者の創造力を刺激することである。とくに現在、生涯学習の教材として役立てるために、専門の解説員を配置したり、パンフレット類を刊行して積極的に働きかけ、学校教育との関連を強める動きが見られるようになった。
- 3 「調査・研究の場」：野生動物を飼育する施設として種ごとの生理及び生態的データが蓄積されつつある。これは動物学わけても繁殖に関する分野では基礎資料になり、フィールドでの保護および管理に成果をあげている。
- 4 「自然保護の場」：地球規模での環境破壊は著しく、野生動物は多くの種が絶滅の危機に瀕している。長い間野生動物を飼育展示してきた動物園に蓄積されてきたデータがあり、これを使って「種の保存」に直接果たせる能力がある。

⁹ ICOM日本委員会公式サイト、「ICOMとは」、<http://www.j-muse.or.jp/icom/ja/index.php>

¹⁰ 加藤有次/鷹野光行/西源二郎/山田英徳/米田耕司、『新版・博物館学講座第1巻 博物館学概論』、pp.225-226

さらに4について、「国際的な協力なくしては実現できないので、欧州を中心とする野生動物保全戦略に従って、飼育中の希少種の繁殖をはかり野生復帰の担い手にならなければならない、という役割が近年比重を増している。」と『新版・博物館学講座第1巻 博物館学概論』¹¹⁾には記してある。

博物館法に基づけば、動物園はこの4つの役割を果たすために社会教育施設として、利用者のニーズに応え運営していく必要があるとされる。

近年、動物の持つ特徴ある動きを見せる「行動展示」を日本で初めて行ったことで一躍有名になった旭山動物園の公式サイトにも、「旭山動物園の役割、使命」としてこの4つの役割が旭山動物園の目線で明確に記されている¹²⁾。

第二章 動物園の歴史

第一節 西洋の動物園誕生までの流れ

『新版・博物館学講座 第12巻 博物館経営論』p.183 と、『ヒトと動物の関係学 第1巻 動物観と表象』pp.236-241 を参考にして、世界での動物園誕生の歴史を筆者の言葉でまとめた。『新版・博物館学講座 第12巻 博物館経営論』p.183 には動物園誕生の歴史の大まかな流れが記されているが少し足りない部分があるので、『ヒトと動物の関係学 第1巻 動物観と表象』pp.236-241 を用いて補い説明するのである。

すでに紀元前1千年もの昔から中国の皇帝やエジプト、インドなどの王侯、貴族により、人が野生動物を捕獲し、食用以外の目的で飼育していた。征服した国から珍しい動物を自国に連れて帰って飼育するなど、特権階級の好奇心を満たし、権勢誇示の象徴的存在として成立したもので、一般民衆とは無縁の施設であった。

世界各地で食用以外に動物を見るために飼育していた例があるが、中世以降の欧米でのそのような動物を集めた施設は「メナージェリー」(menagerie) と呼ばれる。『ヒトと動物

¹¹⁾ 加藤有次/鷹野光行/西源二郎/山田英徳/米田耕司、『新版・博物館学講座第1巻 博物館学概論』、p.226

¹²⁾ 旭山動物園「旭山動物園の役割、使命」

の関係学 第1巻 動物観と表象』では「メナージェリーとは、王侯の城郭や、地方領主らの狩猟園に設けられた動物展示施設、また、見世物としての移動動物園等の動物展示施設をさす。」と説明している。19世紀に「zoo」としての動物園が確立されるまでに開設されていた動物展示施設に対する呼び方である。

17世紀には多くのメナージェリーが生まれた。メナージェリーには2つの流れがみられる。1つはライオンやヒョウ、ゾウやサイなどの危険を伴う肉食動物や大型動物を威厳のある石積みの建築物に収容して見せることである。格闘競技などを行うなどして王の権力の強さを誇示するための側面をもったメナージェリーである。もう1つは庭園の中に、主に草食動物を放し、動物を風景として取り込むことである。イギリスでは、シカやヒツジ、ウシなどの動物のいる風景を楽しむ風景式庭園と呼ばれる様式が広く普及しはじめ、多くの場合その庭園の中にメナージェリーが設けられた。

18世紀には、1752年から1759年にかけて、マリア・テレジアとロートリンゲン公がシェーンブルン宮殿の中に12個のメナージェリーを作った。シェーンブルン動物園と呼ばれている。1765年に一般市民に公開されてから今も現存するので、現存する最古の動物園と言われているが、シェーンブルン動物園はあくまでもメナージェリーである。

ヨーロッパの造船技術が飛躍的にすすみ航海術が進歩し、大航海時代になると、王侯や教会などが海外の珍しい動物を集めるようになった。そのような動物もメナージェリーに展示されていた。新たな動物の発見は、学問的には特に博物学の進展を刺激した。近代動物学を生み出す礎石となったと言われているパリの自然史博物館には、フランス革命後、市民にメナージェリーが公開されるようになる。

博物学の他にも近代科学が発展し、イギリスでは一般市民へ教育的配慮のために、庭園内に檻を設置し動物を展示する場として **zoological garden** (動物庭園) が設けられ公開されるようになる。これまでの動物園が特権階級によって設置され、限られた人々の娯楽のために利用されていたメナージェリーの動物園であったのに対し、科学的に動物を捉えようとする動きが高まった。

そしてイギリス・ロンドンでは1828年にロンドン動物園が開設された。ロンドン動物園は、ロンドン動物学協会が設立したもので、ロンドン動物園の設立目的は「動物学の進歩及び動物界における新しきものの紹介」としている。公開性と動物学との結びつきとの観点から、ロンドン動物園が近代動物園の起源とされている。**zoological garden** (動物庭園) を略した **zoo** (動物園) という用語は、ロンドン動物園に対して初めて用いられた。ロンド

ン動物園はスタートと同時に市民の人気を博し、「zoo」という愛称で親しまれるようになった。また、展示方式も動物生態と観客利便の両方を配慮した近代的な手法がとりいれられ、1849年には世界で最初の爬虫類館、1853年には水族館、1889年などには昆虫館などが続々と登生した。その後、多くの国ではロンドン動物園を模範として動物園が開設されるようになったのである。

図 2 には、ここで説明した全体の流れが分かりやすくまとまっている。ぜひ参考にみて欲しい。

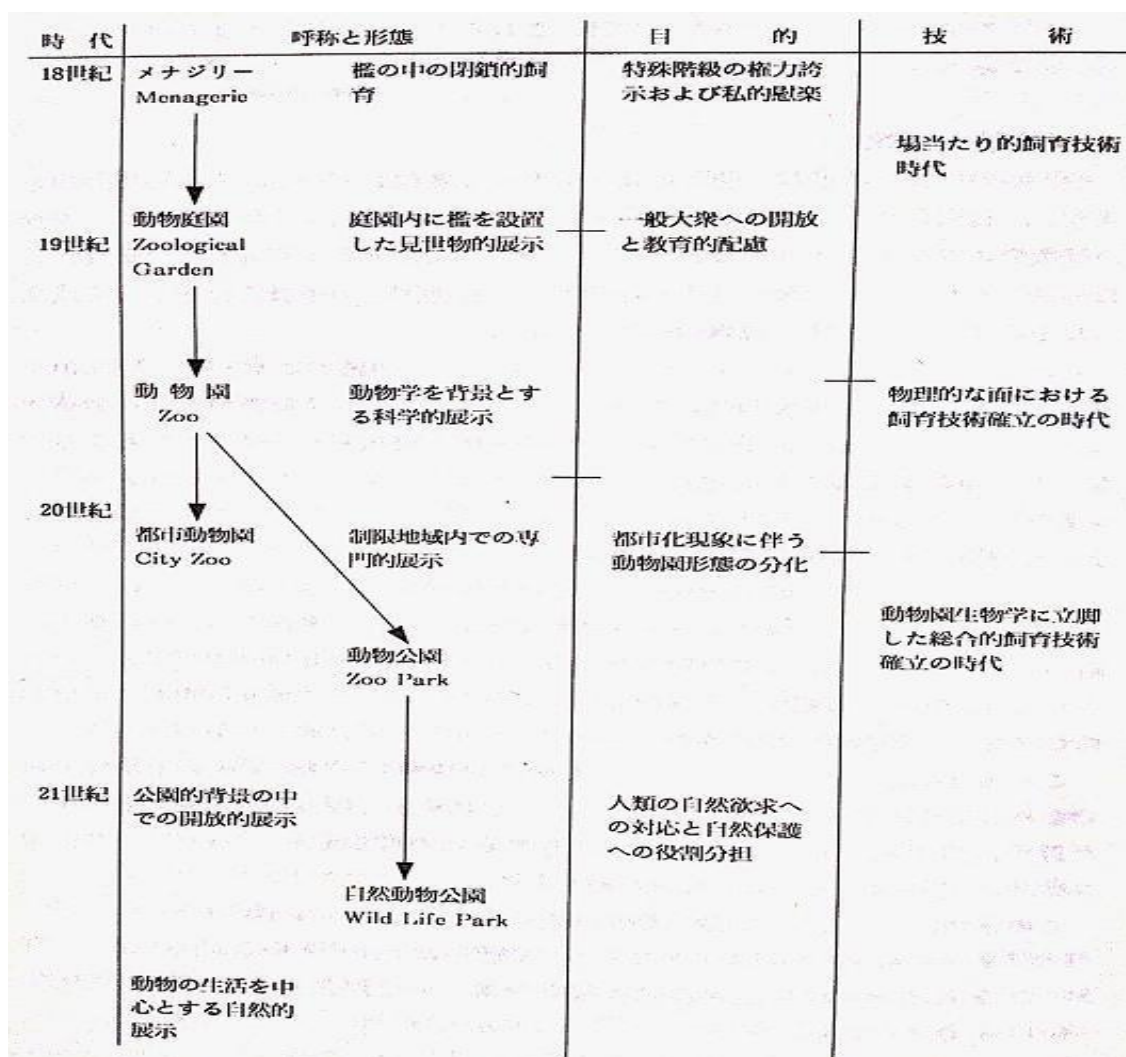


図 2 動物園の歴史的発展過程¹³

第二節 日本の動物園誕生までの流れ

¹³ 『新版・博物館学講座 第12巻 博物館経営論』、p.184

第一節と同じように、『ヒトと動物の関係学 第1巻 動物観と表象』pp.245-249 をもとに、日本において動物園が誕生するまでの流れを筆者の言葉でまとめる。

○江戸時代

珍しい動物を見せる動物の見世物興行が、四条河原、江戸堺町、大阪の道頓堀などの盛り場で行われていた。これらは小屋掛け見世物興行であったが、都市に設けられた茶屋に動物が設けられるようになり、定着した園地で動物を展示する施設として、大坂の孔雀茶屋、江戸の花鳥茶屋などの民営の園地が登場する。大坂の孔雀茶屋は寛政8年（1796年）に、江戸の花鳥茶屋は少し時をおいて開設され、共に天保末期には閉鎖されている。大坂の孔雀茶屋が孔雀や錦鶏、雉などのきれいな鳥を景の整えた庭園のような空間で観賞するというものであったのに対し、江戸の花鳥茶屋は講談調の解説で客をよび、孔雀の他に、インコや九官鳥などの人の語りをまねる鳥がおかれ、雨天でも観賞できる建物があり、大座敷での落語の夜講や酒食の提供など、娯楽的要素の強いものであった。

○明治時代

慶応4年（1868年）に、ヨーロッパへ派遣された幕府使節団は、様々な博物館を視察したが、ロンドン動物園、ロッテルダム動物園、アムステルダム動物園、ベルリン動物園などの動物園も見学している。この使節団に通訳として同行していた福沢諭吉は、そのときの見聞をもとに『西洋事情』を作った。この中で動物園を「動物園」という言葉で初めて日本に紹介したのは福沢諭吉である。それまでは「禽獣園」などと呼ばれていた。

使節団は、フランスの国立自然史博物館附属動物園を訪れた際に感銘を受け、日本にもフランスのような自然史博物館としての動物園を建設しようという構想を練った。明治維新後に博物館の設立に向けて動くが、殖産興業政策の下で、フランスに範をえた自然史博物館としての構想は後退していく。

そのような中で明治15年（1882年）に上野動物園が大日本帝国農商務省博物館附属動物園として開園する。当初の動物は、ウィーン万国博に出品するために全国から集められた動物であったが、日本が国際社会に進出してゆく過程で、動物園には外国産の珍獣がもたらされるようになり、トラ、インドゾウ、フタコブラクダ、キリンなどの珍獣が展示されることを通じて入園者数は増加する。そのため、動物園とは単に珍獣を見る場であるという認識が定着し、好奇心をみたす対象としての動物観を誘導することになる。

○大正時代

明治中期から大正時代にかけて、京都、大阪、名古屋で開催された勸業博覧会を契機としてそれぞれの都市公園が成立し、そこには美術館や公会堂などと共に市立動物園が開設された。これらは近代日本に欧風都市を具体化するための装置として役割を担うものでもあったが、創立期の動物園では、自然史博物館として成長させる力が育つことのないまま、単に珍獣を見る場であるという認識が定着してゆく。これが動物園を娯楽施設の一つとみなすことへとつながる

○昭和初期

電鉄資本が沿線開発の手段として開発した遊園地に動物園が設けられるようになる。動物園と遊園地の関係に、戦略的な新機軸を招いたのは、阪神電鉄が昭和7年に阪急電鉄の宝塚戦略に対抗して開設した阪神パークである。この動物園では動物の演芸を積極的に行い、動物園と子ども用の遊戯施設を合体させることで、動物園を子どもの施設とした。阪神電鉄による阪神パークは、電鉄資本が経営する遊園地型動物園の原型となるものであった。それまで動物園利用者の中心は大人であったが、徐々に子どもを対象とする施設へと変わるようになる。それまでに開設されていた京都市動物園や天王寺動物園などの公立の動物園では、豆汽車の設置や、チンパンジーの演芸などが行われ爆発的人気を得るなどし、電鉄資本による遊園地型動物園の影響を受けて公立の動物園でも娯楽を前面に押し出すようになった。動物園では動物の演芸を行うことが常態化し、野生動物を娯楽の対象としてとらえる動物観を広げる場となる。

○昭和 20～30 年代

戦後の復興期には、上野動物園が組織した移動動物園や、民間の世界動物博覧会という移動動物園が全国を巡回したなどの影響をうけて、全国の地方都市に動物園が開設される。戦前の遊園地型動物園の影響をうけて、豆汽車や観覧車などの子ども用の遊戯施設が併設されるようになる。珍しい動物とともに遊園地を併設した1つのパターンを形づくった動物園が全国に広められることによって、動物園は子どものための遊戯施設であるという性格が強調されるようになった。

筆者もそうであったように、日本の現在の動物園は「娯楽・レジャー施設」という認識の人が多いのは、昭和初期に流行した遊園地型動物園の存在が大きいということが分かった。また、その遊園地型動物園を作ったのが、鉄道会社だということが意外だった。営利目的で日本の動物園が作られてきたのなら、動物の保護や福祉面は疎かになったまま日本の動物園は発展していったのではないか。

第三章 動物園に関する法律について

第一節 日本の動物園に関する法律 動物愛護管理法

第一章で、博物館法によると動物園は生きた動物を展示する博物館といえることを明らかにしたが、実際に動物を飼育し、動物園として運営していくために必ずしなければならないことがある。それは、動物を取り扱う者として、動物愛護管理法で定められる動物取扱業への登録である。

環境省の動物愛護管理法についてのウェブページ¹⁴を参考に説明していきたい。

動物愛護管理法は、全ての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするだけでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うように定めた法律で、1999年に制定された。ペット、畜産動物、実験動物、動物園などで展示される動物など、動物を取り扱う者を取り締まる。

動物愛護管理法は1973年に制定された動物管理法が改正された法律である。1997年に改正を求める「動物の法律を考える会」が結成され、1999年には動物管理法から動物愛護管理法へと名称改正。動物取扱業者への規制導入、動物を虐待または遺棄に対する罰則強化などが盛り込まれた改正が実現。2005年には動物取り扱い業の規制強化、特定（危険）動物飼養の全国一律化、実験動物に対する配慮などを盛り込んで改正された。

<動物取扱業者の規制>

動物取扱業者とは、業として動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う者のことである。インターネットを利用した代理販売やペットシッター、出張訓練なども規制の対象

¹⁴ 環境省公式サイト「動物愛護管理法の概要」

となる。(ここで対象となる動物は、「実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類」である。つまり、魚類、両生類、昆虫類等は除かれる。)

これらの業者は、動物の適正な取り扱いを確保するための基準などを満たした上で、都道府県知事または政令市の長の登録を受けなければならない。登録を受けた動物取扱業者には、動物取扱責任者の選任及び都道府県知事などが行う研修会の受講が義務付けられている。

動物取扱業には様々な業種がある。それぞれの業種、業の内容、該当する業者例は以下の通りである。

<規制を受ける業種>¹⁵

業種 : 販売

業の内容：動物の小売り及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖または輸出入を行う

業（その取り次ぎまたは代理を含む）

該当業者：小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖または輸入を行う者、露天等における販売のための動物の飼育業者、飼育施設を持たないインターネット等による通信販売業者

業種 : 保管

業の内容：保管を目的に顧客の動物を預かる業

該当業者：ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター

業種 : 貸出し

業の内容：愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業

該当業者：ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者

業種 : 訓練

業の内容：顧客の動物を預かり訓練を行う業

¹⁵ 環境省公式サイト「動物愛護管理法 動物取扱業者の規制」

該当業者：動物の訓練・調教業者、出張訓練業者

業種：展示

業の内容：動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）

該当業者：動物園、水族館、移動動物園、動物サーカス、動物ふれあいパーク、乗馬施設、アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

命あるものを取り扱うプロとして、動物の適正な取り扱いが求められる。以下のように基準が定められている。

<守るべき基準>¹⁶

1、飼育施設等の構造や規模等に関する事項

- ・個々の動物に適切な広さの空間の確保
- ・給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備

2、飼育施設等の維持管理等に関する事項

- ・1日1回以上の清掃の実施
- ・動物の逸走防止

3、動物の管理方法等に関する事項

- ・幼齢動物の販売等の制限
- ・動物の状態の事前確認
- ・購入者に対する事前説明
- ・適切な飼育または保管
- ・広告の表示規制
- ・関係法令に違反した取引の制限

4、全般的事項

- ・標識や名札（識別票）の提示
- ・動物取扱責任者の配置

※動物取扱責任者とは

¹⁶ 環境省公式サイト 「動物愛護管理法 動物取扱業者の規制」

専属の常勤職員のうち、業務を適正に営むために必要な知識や技術に関し、一定の資格要件を満たした者

上記の基準が守られていなかったり、施設や動物の取り扱いについて問題がある場合などは、道府県知事または政令市の長は改善するように改善勧告や命令を行うことができ、必要に応じて都道府県等の動物愛護担当者が立入検査を行うことができる。

登録せずに営業した場合や改善命令や業務停止命令に従わなかった場合は、30万円以下の罰金が処せられる。また、登録内容の変更を届け出なかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の罰金に処せられる。

第二節 イギリスの動物園に関する法律 新動物園免許法

地球生物会議 ALIVE（動物達に関わる様々な問題の解決のために取り組む非営利の市民団体）のウェブサイトを見ていたときに、イギリスには動物園そのものを取り締まる法律があることを知った。それは2003年に制定された「新動物園免許法」である。この法律は、1981年にイギリス環境・食料・地方事業省により制定された「動物園免許法」を強化した法律である。「新動物園免許法」には、動物に対して適切な生活環境を与え、適切な飼育を行っているか、日々最新の記録をとっているか、動物の脱走防止策を講じているか、といった「動物園免許法」の既存の検査項目に、新たに野生動物の保護事業が追加された。「新動物園免許法」では、地方自治体は、野生動物の保護活動に参加しない動物園は閉鎖あるいは部分閉鎖する権限が与えられる。また、仮に閉鎖となった場合は、地方自治体は、動物の保護や福祉を考慮した措置がとられるようにする権限を有する。

新動物園免許法の概要について、地球生物会議 ALIVE の『ALIVE 資料集 No.8 海外の動物保護法②』と『ALIVE 資料集 No.14 海外の動物保護法④』を参考に説明する。

動物園免許法とは、動物園に免許制度を導入し、免許がない動物園の営業を禁止した法律である。動物園免許法第1条第2項¹⁷で動物園は以下のように決められている。

本法でいう「動物園」とは、公衆に展示する目的をもって野生動物（第21条の定義による）を飼育する施設で、サーカスのための施設（上記の定義による）、ペットショップ（上記の定義による）を除いたものをいう。

¹⁷ 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.14 海外の動物保護法④』 p.14

第 21 条¹⁸では用語の定義が決められている。第 21 条で定められる野生動物とは、「イギリスにおいて通常家畜化されていない動物」のことで、サーカスのための施設とは「動物に芸または演技をさせることのみを目的として、もしくはこれらを主な目的として、動物を飼育もしくは持ち込む場所。」のことである。

第 1 条第 2 項 A¹⁷によると、入場料を徴収または徴収せずに、連続した 12 ヶ月のうちいずれかの 7 日間以上、公衆に開かれているすべての動物園にもこの法律が適用される。

免許の認可は各地方自治体が行う。この法律で言う地方自治体とは、「イングランドおよびウェールズでは地区評議会、ロンドンで自治区評議会、ロンドン市評議会。スコットランドにおいては島嶼および地区評議会。」である。なお「島嶼」とは海中に小山が集まってできた群島である。（『広辞苑』より）

最初の免許は 4 年間有効で、2 度目以降は 6 年間有効である。料金が徴収され、動物園に違反があれば免許は失効、または変更される。次の場合には免許の申請が却下されることがある。

- ・公衆の健康と安全に危険がある。
- ・動物に適切なケアと安寧を与えられる収容基準を満たしていない、
- ・申請者または飼育者の中に、本法または関連法規により有罪判決を受けたり、動物虐待で有罪判決を受けたものがある。
- ・動物の脱走に対する事前対策が不十分である。

新動物園免許法では、免許の効力がおよぶ全ての動物園は定期的な査察を受けなければならない。イギリスでは動物園は環境省が監督していて、査察の大部分は環境省におかれた査察官チームによって実施される。査察官は動物園の専門家や獣医師のリストの中から選ばれる。地方自治体は査察官の報告を受け、その助言を実行する責任を負う。各動物園は、最低年 1 回、環境省による定期査察と、査察幹部会による 6 年ごとの公式査察を受ける。

動物園免許法のもとで、動物福祉、動物の健康と衛生、獣医療設備、来園者の健康と安全、飼育者とスタッフを網羅する基準が定められている。動物福祉の基準には、動物が必要に応じて運動できる空間と用具を十分に備えることや、囲いが物理的に過密にならない

¹⁸地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.14 海外の動物保護法④』p.40

ようにすること、隣接した囲いの動物が過剰なストレスを与えないようにすること、などが挙げられている。動物福祉については、「新動物園業務基準 第1部」の中で定められている。

新動物園業務基準 第1部

「動物園環境における動物福祉」¹⁹

1 給餌と給水

食物と水は基本的なニーズである。給餌法、給餌頻度、栄養バランスが考慮されなければならない。食物は季節ごとにより変化する栄養上の必要に応じ、その種本来の行動にみあった方式と頻度で与えられるべきである。

2 適切な環境の提供

それぞれの種に必要な環境を与えなければならない。これには雨、暑熱、寒冷からのシェルターと必要に応じて日陰をつくることが含まれるべきである。たとえば地面から餌を掘り出す動物には適切な基層を、高いところに登る動物には適切な三次元環境を与えなければならない。衛生上必要なことと種が生物学的に必要とするものの間のバランスをとらなければならない。

3 動物の健康管理

外傷：外傷リスクを最小限に抑えた設計の動物舎を与えることが必要である。

動物同士が互いに相手を避けられる設計にするべきである。動物舎は捕食者が侵入するリスクを最小限に抑えた設計にするべきである。

疾病：治療的および予防的獣医学を行うべきである。正しい食事と、病原体を排除または撲滅できる適切な衛生的環境を与えるために、あらゆる努力を払わなければならない。

4 正常な行動を最大限に発現する機会の提供

最新のエンリッチメントと飼育管理指針を参考にしながら、動物に正常な行動を最大限に発現する機会を与えるべきである。

5 恐怖と苦悶からの保護

¹⁹ 地球生物会議 ALIVE『ALIVE 資料集 No.14 海外の動物保護法④』pp.43-44

とくに注意すべき領域としてあげられるのは、グループ構成、性比、一つの動物舎に入れる個体数、屋内、屋外双方の動物舎のスペースとその中の備品である。動物園の動物はしばしば屋内に長期間閉じ込められることになるので、グループ構成はこうした状況を反映したものにするべきである。

動物舎はできる限り通常の行動を発現できるような設計にするとともに、他の個体や公衆から逃れるための区域も用意しておくべきである。

他種と入り交じった環境に置くことが動物にとって利点となることがしばしばある。しかし、種間の争いはストレスを招くものであるため、潜在的な捕食者から守られているかどうか等をモニター、記録し、評価を行うことが必要である。

「動物園環境における動物福祉」は5つあるので「5原則」といわれている。この「5原則」は国務大臣が基準を決めているのである。新動物園免許法の第9条を見してみる。

第9条 国務大臣による基準²⁰

国務大臣は、この名簿に記載した者、および、その他の適当と思料する者と協議の上、最新動物園基準、すなわち動物園および園内の動物の管理に関する基準を適宜作成することができる。

「名簿に記載した者」、「その他の適当と思料する者」とは一体誰なのか？ これは第8条に記されている。〔思料：思いはかること、考えること、『広辞苑』より〕

第8条²¹ 国務大臣による名簿

1)国務大臣は、イギリス獣医師会、イギリス動物園連合、イギリス動物学会の各腸および国務大臣が適当とみなす者と協議の上、二部構成の名簿を作成しなければならない。うち第一部は本条第2項で規定する獣医師の氏名、第二部は本条第3項で規定する者の氏名からなる

2)動物園で飼育されているか、もしくは国務大臣がその可能性があるともみ

²⁰ 地球生物会議 ALIVE『ALIVE資料集 No.14 海外の動物保護法④』p.20

²¹ 地球生物会議 ALIVE『ALIVE資料集 No.14 海外の動物保護法④』pp.19-20

なした動物について経験を有し、第 1A 条にいう保全のための措置の動物園における実施について助言する能力をもつ獣医師。

3)動物園の動物を観察し、それらの飼育と福祉、および動物園の管理全般に助言を与える能力を全て兼ね備えていると国務大臣が思料するもの。

第 8 条、第 9 条から、国務大臣は、この名簿に記載した者、および、その他の適当と思料する者と協議の上、最新動物園基準、すなわち動物園および園内の動物の管理に関する基準を適宜作成することができる。

国務大臣は、獣医師会、動物園連合、動物園学会の各長や、動物園の管理全般に助言を与える力をすべて兼ね備えている、動物の専門家達とともに、動物園および園内の動物の管理に関する基準を適宜作成していくのである。定められた基準は「新動物園業務基準 第 2 部」に国務大臣が定めた基準が詳細に記されている。

イギリスの新動物園免許法は基準規定などが細かく、動物園管理者は基準を守るのがとても大変だと感じた。また、免許制にすることで、定められた基準をクリアできない動物園は閉鎖や営業停止にされるなど厳しい処罰を受けるので、本当に動物のことを考えた動物園のみが残ると感じた。イギリスの新動物園免許法は日本の動物愛護管理法よりも動物福祉の要素が強いと感じた。

第四章 動物園の現状

第一節 統計から見た動物園

動物園は日本に現在どのくらいあり、どのくらいの人が利用しているのだろうか。文部科学省が行っている「社会教育調査」の調査結果の統計²²から日本の動物園を見てみよう。社会教育調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的とした調査である。同じ飼育栽培博物館として、動物を扱う動植物園、水族館も参考までに掲載する。

まずは日本の動物園数を確認したい。動物園は日本にどのくらい存在するのだろうか。動物園、動植物園、水族館の三つだけを取り出してまとめてみた。「表 1」は博物館数、「表 2」は博物館類似施設数である。この 2 つから日本の動物園の全体数を確認する。なお平成

²² 総務省 政府統計の総合窓口 e-Stat

22 年度間の数値には岩手、宮城、福島は含まれていない。

表 1 種類別博物館数

(平成 11 年度と平成 23 年度の社会教育調査結果をもとに筆者作成)

区 分	動物園	動植物園	水族館
昭和 62 年度間	35	8	36
平成 2	35	7	38
5	31	9	37
8	33	9	39
11	28	10	39
14	31	10	42
17	32	9	38
20	29	10	41
23	32	8	43

ここで挙げられているのは「博物館」と認定されている動物園、動植物園、水族館である。

現在日本で博物館として認定されている動物園は、32 園であることが分かる。内訳としては、北海道 3、宮城 1、茨城 1、栃木 1、群馬 1、東京 3、神奈川 2、石川 1、山梨 1、静岡 1、愛知 1、京都 1、大阪 2、兵庫 2、和歌山 1、岡山 1、広島 1、山口 1、徳島 1、愛媛 1、高知 1、福岡 1、大分 1、宮崎 1、鹿児島 1 である²³。

表 2 種類別博物館類似施設数

(平成 11 年度と平成 23 年度の社会教育調査結果をもとに筆者作成)

区 分	動物園	動植物園	水族館
昭和 62 年度間	38	9	26
平成 2	44	13	30
5	50	21	36
8	51	19	41
11	65	17	34
14	62	13	33
17	63	16	38
20	58	19	37
23	60	16	42

左の表から、博物館としての動物園より、博物館類似施設としての動物園の方が多いことが分かる、博物館としての動物園が 32 園であるのに対し、博物館類似施設としての動物園は倍近い 60 施設もある。

博物館としての動物園と博物館類似施設としての動物園を合計すると、全体の動物園の数は 92 である。ちなみに動植物園は 24、水族館は 85 である。

次に動物園の利用者を確認する。種類別博物館数、種類別博物館類似施設数から日

²³ 社会教育調査 平成 23 年度 (中間報告) 統計表の「博物館調査 種類別博物館数 表番号 35」

本の動物園の利用者数を確認する。

表3 博物館及び博物館類似施設における入館者数の推移(千人)

年次統計(2012年10月31日更新)をもとに筆者作成

区分	動物園	動植物園	水族館	博物館としての動物園、博物館類似施設としての動物園を合わせた全体の利用者数は昭和61年は45,400(千人)だったが平成22年には31,731(千人)に減少している。
昭和 61 年度間	45,400	13,594	18,563	博物館は①登録博物館、②博物館相当施設、③博物館類似施設に区分される ²⁴ 。
平成 元	46,089	12,438	23,202	
4	44,079	16,489	34,367	
7	39,387	12,537	31,281	
10	32,041	8,503	26,443	
13	34,887	7,234	26,152	
16	32,913	6,647	27,228	
19	33,464	7,654	29,682	
22	31,731	6,015	28,987	ここで、表にも出てくる博物館相当施設、博物館類似施設について説明しておく。

博物館は①登録博物館、②博物館相当施設、③博物館類似施設に区分される²⁴。

る²⁴。

①登録博物館…博物館法第2条に規定する博物館

②博物館相当施設…博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設(博物館法に基づき、登録博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料、職員、施設、事業内容に係る審査を経た上で、博物館に相当する施設として指定されたもの。)

③博物館類似施設…博物館法の適用を受けない施設であるが、登録博物館と同等の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設。

②、③については設置主体について制限がない。

滋賀県立琵琶湖博物館の学芸員の戸田孝さんが博物館相当施設などについて分かりやすく説明してくれている。「戸田孝の私設琵琶湖博物館」のウェブページ内の「博物館相当施設って何？」²⁵を参考にまとめる。

博物館法で厄介なのは、法律上「博物館」ではなくても、博物館活動を行うことは勿論、博物館と名乗ることも一切禁止されていないということである。一般常識的に「どう見て

²⁴ 鈴木眞理(著者代表)大堀哲監修、『博物館学シリーズ1 博物館概論』、pp.41-42

²⁵ 「戸田孝の施設琵琶湖博物館」<http://www.lbm.go.jp/toda/museums/equival.html>

も“博物館”というものが、法律的には博物館では無かったりする。博物館行政上は、「法律的に認められていない」博物館のことを「博物館類似施設」と呼んでいる。

法律上の博物館になるには、都道府県教育委員会に登録する必要がある。そのため、法律上の博物館のことを、通常は「登録博物館」と呼ぶ。この登録に際して審査を受けることになっていて、結構面倒な手続きが必要である。この登録手続きを嫌って「類似施設」として活動していくというのは、それなりの方針ではあると言える。

しかし、「博物館相当施設」になるには、都道府県教育委員会の審査を経て指定を受ける必要があり、「登録博物館」になるのと、ほぼ同じ手間を要する。では、あえて「登録博物館」ではなく「相当施設」になろうとする理由は一体何なのか。

○登録できない理由が明らかな事例

「登録博物館」ではなく「博物館相当施設」にしかねない理由が博物館法の規定から明らかな事例がある。

設置主体が法の要件を満たしていない

博物館法では、登録博物館を設置できるのを「地方公共団体」「公益法人（財団法人・社団法人）」「宗教法人」「一部の特殊法人（NHKと赤十字社）」に限定している。つまり、それ以外の「国の省庁や国立大学」「私立大学（学校法人）」「会社（営利企業）」「個人」などが設置している博物館は登録博物館にはなれない。

管轄が教育委員会ではない

公立博物館は教育委員会の所管ということになっている。しかし、例えば、文化行政と観光行政を一体で進めたい、博物館施設を公園行政の一環として運営したいなどの理由で、博物館を教育委員会の管轄から外したいと考える地方公共団体もある。

動物園や水族館に相当施設が多い理由

現実の登録や指定の状況としては、「博物館相当施設」が圧倒的に多く、「登録博物館」は稀である。そして、それが制度上の理由に起因することも確かだが、決して「動物園や水族館だから」ではない。動物園や水族館の多くが、「社会教育施設」としての機能を二次的なものとする立場、即ち、本来の機能は「観光施設」あるいは「公園設備」であるとす

る立場で制度的に位置付けられているからである。私立の動物園や水族館は、ほぼ全てが「会社（営利企業）」である。即ち、観光産業として成立するという前提で設置されている。営利企業が設置したのでは、博物館法の規定上「登録」はできない。財団法人が設置した例（公立館園の経営を受託したのではなく）も少数

ながら見られるが、設立当初から研究組織としての側面が重視されたものや、諸状況から考えて地方公共団体が設立に深く関与していると思われるものしか見出していない。

公立の動物園や水族館の多くは、「公園整備」の一環として都市建設を担当する部局が管轄している。それに較べると少数だが、「観光施設」として観光を担当する部局が管轄している例も少なくない。その他、「農業振興」など特定分野の行政施策の一環として、担当部局が管轄している場合もある。いずれにしても、教育委員会の管轄を外れるので、「登録」できないことになる。もちろん、教育委員会管轄の動物園や水族館も少数ながら存在するが、その多くは「登録博物館」になっている。

本当にややこしい話である。以上の説明をもとに筆者なりにまとめてみる。

- 本来の機能は「観光施設」あるいは「公園設備」であると位置付けられている
- 「会社（営利企業）」が設置するものは観光産業として成立する
- 営利企業が設置したのでは、博物館法の規定上「登録」はできない。
- 教育委員会の管轄を外れるので、「登録博物館」として「登録」できないことになる。
- 「登録博物館」になるための手続きが面倒で、あえて「博物館類似施設」として活動しているところもある

それぞれの動物園や水族館が、登録博物館なのか、相当施設なのか、類似施設なのか、非常に込み入っているが、戸田孝さんはその点についてもできる限り調べている²⁶。

「日本動物園水族館協会加盟館園（廃止館園を含む）のうち 89 館園について、インターネット WWW の情報や日本博物館協会の名簿情報などで博物館法上の位置付けが判明しました。その内訳は「登録：13 館園」「相当：57 館園」「類似：19 館園」でした。（判明しなかった館園は「類似」が多いと思われるので、念のため）」

地球生物会議 ALIVE『ALIVE 資料集 No.1 日本の動物園調査レポート』p.7 には、「日動水〔日本動物園水族館協会の略〕に加盟動物園他に、市町村立の公園などに併設されている小さな動物園や、個人業者の動物園などが 50 近くあり、さらに犬猫や小動物、家畜などを中心とした展示施設や移動動物園、ふれあい動物園などを含め、展示動物業として届

²⁶ 「戸田孝の私設琵琶湖博物館」、「博物館相当施設って何？」

出のあるところが約 1000 施設となっています。」と記されていた。「展示動物業として届出のあるところ」とは動物取扱業者に登録が許されたところである。

動物取扱業者に登録されている動物展示業者の統計データは分からなかったが、博物館としての動物園、博物館類似施設としての動物園の合計が 92 であったことから、統計には載らない動物園はとて多い可能性があることが分かる。

第三節 公益大生を対象としたアンケート調査に見る動物園入園の目的や機会

本学の学生を対象に「公益生の動物との触れ合い経験」に関するアンケートを行った。今までに動物園や動物がいる施設に行った経験があるかを質問し、行った経験がある人には行った施設名、また、いつ行ったのかも記入してもらうようにした。1人で何件も書けるようにした。このアンケートの内容は本学の学生ならアンケートをとる上で学年は関係ないと考え、学年は問わずにアンケートに協力していただいた。使用したアンケート用紙は巻末に綴じこんだ。

実施日 : 2012/10/31~2012/11/21

対象 : 本学学生

回答者 : 74 人 (未記入 2 名)

まずは目的別に見てみよう。

集計項目数 : 275 項目

家族旅行	165
修学旅行	61
遊び	30
遠足	5
課外授業 (社会科見学)	7
デート	2
近所	2
学校の係	1
子供会行事	1

「家族旅行」が 165 と圧倒的に多く、次に多いのは「修学旅行」で 61 だった。種類が似ている項目をまとめてみる。家族旅行・遊び・デート・子供会行事の 4 つは「レジャー、娯乐的」要素がある。「修学旅行・課外授業（社会科見学）・学校行事」は学校で考えられた教育的行事だと判断し、「教育的」要素があるとする。「遠足」、「近所」、「学校の係」は判断に困るので外した。

改めて集計すると「レジャー、娯乐的」な目的は 198、「教育的」な目的は 69 となった。

目的別に集計して分かったことは、「レジャー、娯楽」目的に動物園などの施設に行った経験がある人が約 3 分の 2 を占めていることが分かった。

次に記入された施設名を挙げる。〔記入数が多い順 数字は記入者数〕

加茂水族館 34

上野動物園 32

八木山動物園、マリニピア日本海 26

小岩井農場 11

マリニピア松島 9

東北サファリパーク 8

男鹿水族館 GAO 6

河北町児童動物 5

大森山動物園、海遊館、品川水族館 4

シンガポール動物園（ナイトサファリ）、日和山公園 3

八景島シーパラダイス、浅虫水族館、美ら海水族館 2

旭川動物園、東山動物園、盛岡市動物公園、横浜市立野毛山動物園、岩山動物園、東北ニュージーランド村、葛西臨海水族園、宮城蔵王ハートランド、うつくしま未来博（サーカス）、岩手サファリパーク、富士サファリパーク、猛禽類保護センター、マザー牧場、登別クマ牧場、日光江戸村、もぐらんピア、シンガポールスンガイブロー自然公園、アンダー・ウォーター・シーワールド、ズーラシア、鹿公園、湯野浜ランドの禽舎、鳥海山中腹の農場、親戚の家の近所の牧場、となりの家、移動動

物園 1

1番多いのは加茂水族館 34 で、次が上野動物園 32 であった。次は八木山動物園 26、マリンピア日本海 26 と同数であった。記入数が多い施設を見てみると、上野動物園以外は東北の施設がほとんどであった。記入数が 1 の施設の中には、個人宅など実に様々な場所が挙げられた。

さらに、施設別に「いつ、どのような目的で」行ったのかを、アンケート結果を元にまとめる。記入数が多い、加茂水族館、上野動物園、八木山動物園、マリンピア日本海、小岩井農場、マリンピア松島、東北サファリパークを抜粋して紹介する。

○加茂水族館

幼稚園	家族旅行	5
小学校	家族旅行	17
	修学旅行	4
	課外授業	2
中学校	家族旅行	8
	学校行事	1
高校	遊び（部活帰り）	2
	家族旅行	1
	友人と旅行	1
大学	恋人と遊び	3
	家族旅行	1
	友人と遊び	1
	友人と旅行	1

○上野動物園

幼稚園	家族旅行	7
小学校	家族旅行	8
	修学旅行	1

中学校 修学旅行 19
 家族旅行 2

○八木山動物園

幼稚園 家族旅行 7
 課外授業（遠足） 3
小学校 家族旅行 4
 修学旅行 3
 学校行事 2
中学校 家族旅行 2
大学 友人と旅行 1

○マリニピア日本海

幼稚園 家族旅行 1
小学校 家族旅行 14
 修学旅行 3
 課外授業（遠足） 1
中学校 家族旅行 6
高校 家族旅行 3
大学 家族旅行 1
 友人と旅行 1

○小岩井農場

小学校 家族旅行 6
 修学旅行 2
中学校 家族旅行 1
高校 家族旅行 1
 課外授業 1

○マリニピア松島

幼稚園 家族旅行 1
小学校 家族旅行 5
 修学旅行 4
 課外授業（遠足） 1
中学校 家族旅行 1
大学 友人と旅行 1

○東北サファリパーク

小学校 家族旅行 4
中学校 家族旅行 1
 子供会行事 1
大学 家族旅行 1

以上のような内訳であった。加茂水族館は、小学生の時に家族旅行で連れて行ってもらった人が多かったが、高校生や大学生になって行っている人も多かった。上野動物園は中学校での修学旅行の時に行った経験がある人がとても多かった。また、幼稚園や小学校の幼い時に、家族旅行で行ったことがあると答えた人も多かった。

第三節 全国動物園アンケート調査

「日本の動物園は自らをどう見ているか？」ということ調べるために、地球生物会議 ALIVE は日本の動物園にアンケートを行った。地球生物会議 ALIVE は動物達に関わる様々な問題の解決のために取り組む非営利の市民団体である。

地球生物会議 ALIVE がこのアンケートを行ったきっかけを次のように述べている。

「日本には多くの動物園・展示施設がありますが、共通して言えることは施設が大変狭く、動物たちが心身のストレスを受けているなどの動物福祉上の問題です。それゆえに、1996年に当会ではじめて取り組んだズーチェックの活動には大変大きな反響があり、当時日本の主要な新聞やテレビがこのズーチェック活動を大きく取り上げて報道しました。これ以降、一般市民の間においても、動物園の抱える問題や飼育環境改善（エンリッチメント）の重要性の認識は、次第に広がってきたと推測されます。

それに対応して動物園自身の意識はどう変わり、どのような変化がもたらされてきたと言えるでしょうか。それを知るためにこのアンケートを行いました。²⁷⁾

「ズーチェック」は、地球生物会議 ALIVE が、世界規模で動物園の改善活動を行うイギリスの「ボーンフリー財団」を招き共同で行った。アンケートの詳細は以下の通りである。地球生物会議 ALIVE 刊行の『ALIVE 資料集 No,17 全国日本動物園アンケート調査 2003』を元にまとめる。

<全国動物園アンケート>

実施日：2003年7月

対象：日本動物園水族館協会に加盟している 95 の動物園と、自治体条例で危険動物の飼育許可を受けている 27 の動物園の計 122 園（水族館は含まない）

回答数：88 施設

回答率：72%

※動物園の現状調査と意識調査に重点を置いているため、回答者はできる限り総括的に現場に関わっている飼育担当責任者をお願いしている。

アンケート項目は全部で 17 あり、現在の飼育動物数などの基本的なことから、動物福祉に関すること、野生動物の保護活動への参加状況、動物園を運営していく上での問題などを質問していた。数多くのアンケート結果の中から、いくつか気になった質問を取り上げる。

●質問「動物達にとって施設はどのような環境と思われるか」

・一部不適切な環境：50%

・無回答・その他：24%

・全て適切な環境：19%

・相当部分でよくない環境：7%

この質問では「一部不適切な環境」、「無回答・その他」が4分の3を占め、「相当部分でよ

²⁷⁾ 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No,17 全国日本動物園アンケート調査 2003』、p.7

くない環境」が7%、「全て適切な環境」と自ら感じている施設はわずか19%だった。意識の差はあるものの、ほとんどの施設が自信を持って「いい施設である」と言えないのが現状のようだ。

●質問「自然・環境教育」

- ・常に行っている：45%
- ・時々行っている：35%
- ・行っていない：20%
- ・実施予定有：0%

「常に行っている」、「時々行っている」を合わせると80%にも及ぶ。動物園の自然・環境教育活動は比較的意識が高いとすることができると思う。

●質問「展示動物等の飼養及び保管に関する基準」の動物の福祉への配慮

- ・配慮している：78%
- ・十分配慮している：19%
- ・配慮していない：2%
- ・基準をしらない：1%

動物の福祉について「配慮している」が78%、「十分配慮している」のは19%で、大部分が配慮しているが、「配慮していない」、「基準を知らない」と回答したところもあった。

●質問「事業を行う上での障害について」

- ・予算不足：34%
- ・人手不足：27%
- ・入場者減少：11%
- ・用地不足：9%
- ・無回答・その他：8%
- ・動物の入手難：6%
- ・管理技術：4%
- ・動物の過剰：1%
- ・住民の苦情：0%

「予算不足」が34%と、「人手不足」が27%、「入場者減少」が11%、「用地不足」が9%だった。動物園の運営は厳しいものだという印象を受けた。

●質問「過去10年間の入場者数の推移」

- ・減少している：55%
- ・変化なし：15%
- ・かなり減少：13%
- ・無回答・その他：9%
- ・増加している：8%

「減少している」が55%、「かなり減少」が13%、である。一目見て減少していることが分かる。入場者数は減少しているが、これとは別の質問の「動物たちの今後についての考え」というアンケート結果は現状維持というものだった。入場者数は減少しているのに動物の数は変わらないので、費用の面が心配である。

●質問「入場者数が減少傾向にある場合その対策の検討内容」

- ・イベント等工夫：46%
- ・経費削減：32%
- ・無回答・その他：11%
- ・人員削減：8%
- ・動物種削減：3%

赤字対策として、46%がイベント等に工夫をして来園者を呼び寄せることを検討し、32%は経費を削減していくとしている。これからの動物園運営が、資金と労力の面からますます厳しくなることが予想される。

●質問「動物園法は必要と思うか」

- ・無回答・その他：42%
- ・必要：38%
- ・必要ない：20%

「必要」と答えたのは38%で、「必要ない」と答えたのは20%だった。「無回答・その他」は42%であった。「その他」の中には、肯定的意見として、「将来的には必要と思われる」、

「動物園のあり方を含め一定基準の設置はいいことと思う」などの意見があった。否定的意見として、「大型施設と中小施設で同一と考えるのか」、「内容不明確 現段階で判断不可能」、「私的判断として、動物の福祉先進国でないと困難では」、「動物園の指導機関が明確ではない」といった意見がみられた。

「地球生物会議 ALIVE」が行ったこの「全国動物園アンケート調査」から、2003年時の動物園は、必ずしも園内の動物にとって適切な環境ではなく、それを動物園職員も分かっている。しかし、入場者数の減少などにより、赤字対策に追われ、十分に動物の福祉に目を向けることが難しいのではないかとアンケート結果から感じた。

動物園法については、否定的な意見に少し納得させられた。日本の動物園はピンきりで、施設の規模や予算の差が大きい。その差をカバーする法律を今すぐ作ることは難しいのだろう。まず、日本の曖昧な動物園像について考えていくことから始めるのが大事なのではないかと感じた。

このアンケートで、動物園を運営する側の生の声を聞くことができた気がする。将来の動物園を考えると時に、大変役に立つ貴重なアンケートであると思う。このアンケートが行われたのは2003年である。現在、動物園を取り巻く環境は2003年からどのように変化しているのかを知りたいので、ぜひまた同じようにアンケートを実施して欲しいと思う。

第四節 動物園に関連した団体

絶滅の危機にいる動物、動物虐待、動物の福祉など、動物の様々な問題を解決しようとする活動は世界各地で行われている。日本や世界の動物園や動物に関連した団体などをいくつか紹介する。

<日本動物園水族館協会>

動物園、水族館などの関係者の協力により、動物園水族館事業の発展振興を図り、文化の発展と科学技術の振興に寄与することを目的として昭和14年（1939年）に設立された、文部省所管の社団法人である²⁸。国内の153もの動物園や水族館の集まり。2012年4月20日現在で、正会員151施設（国内の動物園86園、水族館65館）、維持会員52団体で構成

²⁸ 新版 博物館学講座4 博物館学経営論 p.111

されている²⁹。(ウェブページ内で動物園と水族館の総数が異なっていた。)

<地球生物会議 ALIVE>³⁰

地球上の生物と環境を 1 つの生態系として把握する中で、野生動物、実験動物、畜産動物などの苦しみを理解し、動物達に関わる様々な問題の解決のために取り組む非営利の市民団体。また、動物産業に蔓延する動物虐待、様々な形で現れる生命への暴力を無くしていくために、各方面に情報を提供して世論を喚起し、また動物の保護に関する有効な法律や基準の制定に向けて働きかける等の活動を行っている³¹。

<ボーンフリー財団>³²

英国に本拠をおくボーンフリー財団 (BFF) は、1984 年以降、囚われの動物たちの精神的苦痛を明らかにした先駆者として、世界的規模で動物園の改善のために活動している。また、英国におけるイルカ飼育産業を終わらせるための指導的役割を果たしてきた。BFF は、動物園活動の傍ら、人々の関心を野生生物保護活動に向ける教育的プログラムを行っている。

<市民 ZOO ネットワーク>³³

「動物園をよりよくしていくためには、動物園側の努力だけではなく、来園者である市民の協力が不可欠」とし、市民が飼育動物のことを思いやり、市民の側から動物園での優れた取り組みを応援するなど、動物園を市民の立場から捉えなおしていくことを目標に活動している特定非営利活動法人。「動物園を通して人と動物の関係を考える」をテーマとして、平成 13 年 8 月より本格的に活動を開始し、動物園に関わる様々な人たちをつなぐ人的ネットワークの形成を進めるとともに、エンリッチメント大賞の企画運営、セミナーやワークショップの開催、動物園に関わる各種情報の提供等の様々な活動を行っている

²⁹ 日本動物園水族館協会公式サイト <http://www.jaza.jp/about.html>

³⁰ 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.1 日本の動物園調査レポート』 p.5

³¹ 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.1 日本の動物園調査レポート』 p.5

³² 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.1 日本の動物園調査レポート』 p.5

³³ 「市民 ZOO ネットワーク」、<http://www.zoo-net.org/about/>

おわりに、謝辞

動物園は娯楽、レジャー施設でもあるが、博物館法に基づくと動物園は生きた動物を展示する博物館であり、社会教育施設とみなされる。現代の動物園は「レクリエーションの場」、「教育の場」、「調査・研究の場」、「自然保護の場」を守る義務がある。日本の動物愛護管理法は動物展示業を規制する法律ではあるが、動物園そのものを取り締まる法律ではない。イギリスの新動物園免許法のように厳しい規定を設けた法律を作ることで、動物の福祉に重点を置いた現代的な動物園のみを次世代に残していくことが可能だと考える。しかし、イギリスは日本よりも遥かに動物愛護の先進国であるため、イギリスと同じ条件で法律を作るのは無理があると思う。日本は、自国の動物園の現状をしっかりと理解し、これからの日本の動物園の将来を真剣に考えるべきではないのか。全国動物園アンケート調査から見て、動物園自体が動物園法を切望しているわけではないが、動物取扱業者の規制だけでは限界があると思った。本学の学生に行ったアンケートでは、目的別に集計した結果、家族旅行、修学旅行で行くことが多く、加茂水族館がトップに上がった。

最後に、指導して下さった三原先生、アンケートに協力して下さった本学の学生に心から感謝したい。

参考文献

- ・鈴木眞理（著者代表）大堀哲監修、『博物館学シリーズ1 博物館概論』、樹林房、1999年
- ・加藤有次/鷹野光行/西源二郎/山田英徳/米田耕司、『新版・博物館学講座第1巻 博物館学概論』、雄山閣出版会社、2000年
- ・加藤有次/鷹野光行/西源二郎/山田英徳/米田耕司、『新版・博物館学講座第12巻 博物館経営論』、雄山閣出版会社、1999年
- ・奥野卓司・秋篠宮文仁（編集責任）、『ヒトと動物の関係学第1巻 動物観と表象』、岩波書店、2009年
- ・地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.1 日本の動物園調査レポート』、地球生物会議 ALIVE、1996年
- 地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No.3 動物園を問う』、地球生物会議 ALIVE、1997年

- ・地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No,17 全国日本動物園アンケート調査 2003』、地球生物会議 ALIVE 2003 年
- ・地球生物会議 ALIVE、『ALIVE 資料集 No,14 海外の動物保護法』、地球生物会議 ALIVE 2003 年
- ・加藤有次/鷹野光行/西源二郎/山田英徳/米田耕司、『新版・博物館学講座 第 12 巻 博物館経営論』、雄山閣出版会社、1999 年
- ・福岡今日一、『知っておきたいペットビジネスの法と政策』、緑書房、2007 年

参考サイト

- ・旭山動物園名誉園長小菅正夫 名誉園長室「動物愛護及び管理に関する法律」
http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/zoo/entyou/sc02_ent.html
(2012/11/10)
- ・旭山動物園公式サイト
http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/zoo/sc02_top.html (2012/4/16)
- ・ICOM 日本委員会公式サイト、「ICOM とは」、<http://www.j-muse.or.jp/icom/ja/index.php>
(2012/12/4)
- ・環境省公式サイト、「動物愛護管理法の概要」
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.htm (2012/5/10)
- ・環境省、「動物愛護管理法 動物取扱業者の規制」(2012/5/10)
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.htm (2012/5/10)
- ・国立動物園を考える会、<http://www.kokuritsudoubutsuen.jp/>、(2012/11/10)
- ・地球生物会議 ALIVE 公式サイト、<http://www.alive-net.net/>(2012/10/10)
- ・菅野育子 (愛知淑徳大学文学部図書館情報学科)、「博物館の定義」、博物館の基礎知識、
http://www2.aasa.ac.jp/people/isugano/seminar/2004/grounding/gro_teigi.html
(2012/11/26)
- ・政府統計の総合窓口 e-Stat、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>
(2012/11/10)
- ・総務省、電子政府の総合窓口「博物館法」 e-Gov、2012/12/21 更新
<http://law.e-gov.go.jp/htmldate/S26/S26HO285.html> (2012/12/15)
- ・「日本動物園水族館協会」公式サイト、<http://www.jaza.jp/>(2012/12/10)

- ・「市民 ZOO ネットワーク」、<http://www.zoo-net.org/about/> (2013/1/10)
- ・「戸田孝の私設琵琶湖博物館」、「博物館相当施設って何？」
<http://www.lbm.go.jp/toda/museums/equival.html>(2013/1/10)
- ・「戸田孝の私設琵琶湖博物館」、<http://www.lbm.go.jp/toda/index.html> 2010 年 7 月 21
日最終改訂